

第3章 継続的な計画の見直し

第1節 教育・訓練計画

区は、発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法等を検討した上で、災害廃棄物処理に関する職員への教育・訓練を継続的に実施する。訓練は、関係機関の参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図る。また、都、特別区が主催する訓練へは積極的に参加し、必要に応じて合同で実施する。

教育・訓練実施後に本計画を検証し、必要に応じて本計画を見直す。

【区が実施する教育・訓練の内容】

- ・本計画の読み合わせ（毎年度当初）
- ・講習会（職員研修）
- ・情報収集訓練（体制や連絡先の見直し）
- ・図上訓練

第2節 計画の見直し、マニュアルの整備

区は、本計画の実効性を高めるため、国の法令や指針、都の関連計画、特別区ガイドライン等
の見直し状況、訓練や演習の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

また、本計画に基づき、品川区災害時業務マニュアル内の「災害がれき処理マニュアル、し尿
処理マニュアル、ごみ処理マニュアル」を整備する。

【本計画の見直しタイミング】

- ・（仮称）特別区災害廃棄物処理計画が策定された場合
- ・関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ・区地域防災計画や被害想定等が修正された場合
- ・災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- ・訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- ・その他本計画の見直しが必要と判断された場合

第3節 今後の取組み

区は、本計画の実効性を高めるため、次の課題に取り組む。

【本計画に関すること】

- ・ 今後の災害や、法改正や上位計画の改正に併せた見直し。

【関係機関との連携強化に関すること】

- ・ 都、特別区との連携の強化
- ・ 処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直し

【区民への周知に関すること】

- ・ 災害時の一般世帯（罹災世帯以外）における生活ごみ等の排出方法
- ・ 災害時の罹災世帯の排出する生活ごみ等の排出方法
- ・ 避難所における避難所ごみの排出方法
- ・ 災害時のし尿処理方法
- ・ 損壊家屋から排出される家財道具等の片付けごみの排出方法
- ・ 公費解体に関する手続方法

【事業者への周知に関すること】

- ・ 事業者が取組むべき災害廃棄物処理対策についての周知

【個別具体的対策の検討】

- ・ 道路啓開に関する災害がれき処理手順
- ・ 公費解体の手順や優先順位の検討
- ・ 地区仮置場や一次仮置場に必要なおープンスペースの確保に関する国や都との事前調整
- ・ 地区仮置場や一次仮置場の必要資機材、管理運営、原状復帰方法の事前検討